

会 員 規 約

はじめに 目的

(会員 - 組織化の目的 -)

公益財団法人 風に立つライオン基金の基本理念は、東日本大震災後に設立者・さだまさしが作った楽曲「桜の樹の下で」の歌詞「力があるなら力を出せ 知恵があるなら知恵を出せ お金があるならお金を出せ 何もないヤツは歌え」に象徴されます。誰かのために自分ができるだけのことをしよう！ということです。そして、その力を一つに合わせて大きな力にしよう！というのがこの基金なのです。

日本中の人々の元気と勇気、叡智、資金、心を結集し、“生命”を守るために闘おうとする“意思”を組織化して、支援を必要としている人々への積極的な援助活動をするを目的に組織化するのが、本規約に規定する「風のメンバー」（「風の団」・「風の会」・「風に立つライオン・ユース」）です。

第 1 章 総則

(会員活動)

第 1 条 公益財団法人風に立つライオン基金（以下、基金とする）は、以下の活動を遂行する為に、次条に定める会員（「風のメンバー」）を広く一般に募り、組織させていただきます。

(1) 支援・助成活動

国内外において「いのち」や「平和」を守る為に奉仕活動や慈善活動を実践している個人、団体・法人を対象とする経済的な支援活動です。

(2) 大災害時等における医療的支援・復旧支援の為の奉仕活動

大規模な自然災害等により、罹災地域外からの人的支援が必要とされる場合の医療的支援、復旧支援等の様々な支援ボランティア活動です。

(3) 公演等チャリティ事業

大規模な自然災害に被災し、心に痛手を負った地域の人々を慰問する為、及び第 1 号の活動に資する為のコンサートやフェアを開催するチャリティ活動です。

(会員の種類と定義)

第 2 条 前条に掲げた活動を遂行する為、以下のとおり、会員を種別して組織させていただきます。

風の団（協働会員／年会費 1 万円）：自分のキャリア、技術を活かした社会貢献

基金の活動に賛同し、国内外の災害等に際して様々な復旧支援活動や医療的な支援活動等を行なう為、直接被災地へ赴いて、様々な領域のボランティア作業に協働する個人です。

風の団の具体的な活動内容については制度設計を行ない、別途定めさせていただきます。

① 風に立つライオン専門団

国内で大規模災害が発生した際、被災地等での支援活動の中で、医療、看護、介護等の専門資格、専門技術を要する諸活動に従事するスペシャリスト団員（協働会員）です。入団（会）に際しての資格の確認方等の細則は別に定めさせていただきます。

◇主な活動：

- ・ 病院内での啓発広報活動や募金箱の設置
- ・ 大災害被災地での医療支援活動
- ・ 高校生向け講習会等への講師協力

・身近で起きた「グッドニュース」の発信

② 風に立つライオン奉仕団

支援活動の中でも、専門資格を要しない活動に従事する一般の方を対象とするボランティア団員（協働会員）です。

◇主な活動：

- ・地域での奉仕活動や啓発広報活動
- ・大災害被災地での復興支援活動
- ・身近で起きた「グッドニュース」の発信

③ 風に立つライオン支援団

基金の主旨に賛同し、基金の諸活動を主に資金的に支援して頂く個人、団体・法人をメンバーとする賛助会員ならびに特別賛助会員、及び、寄付者のうち会員登録された方々をメンバーとする風のサポーターの総称です。

(1) 賛助会員（個人／年会費1万円・法人／年会費10万円）

基金の事業活動の為、任意で定めた口数の会費を定期的に出捐して下さる支援者です。

(2) 特別賛助会員（法人／年会費3030万円～）

基金の事業活動を支える為、又、基金の主催公演、及び高校生ボランティア・アワード等の事業を支援する為、任意で定めた口数の賛助金を出捐して下さる支援者です。

※特別賛助会員の企業様には、基金へのご支援内容等を会員企業様の広報・広告活動等の際に企業イメージアップの為の情報としてお使い頂くことができます。

④ 風に立つライオンユース（青少年会員／年会費なし）；

全国の高等学校で「誰かの役に立つ」ことを委員会や部活動のテーマとしている団体と、その所属生徒のうち、個人的に、または卒業後も基金の様々な活動に参加したいという意向を持つ生徒、学生などです。

将来的に専門団や奉仕団に入団する候補生の集団として、ボランティア活動に関する様々な情報を提供したり、講習会・研修会及びシンポジウム等による教育活動を施して健全育成を図ります。

◇主な活動：

- ・学校内での奉仕活動や啓発活動
- ・学校内や街頭での募金活動
- ・身近で起きた「グッドニュース」の発信

(1) 団体会員（学校会員）

高等学校、生徒会（有志会）、委員会（局・プロジェクト）、部活動（班・同好会・愛好会・グループ）等の校内団体として公共的な奉仕活動、社会福祉活動を継続的に実施している団体で、次条の手続きにより会員登録された団体を「風に立つライオン・ユース」として認定させていただきます。ただし、会費の支払い義務は発生しません。

※継続的な観点から、学級単位ではお申込み出来ません。

尚、高校生ボランティア・アワードの顕彰校については、顕彰が決定した時点で学校会員として認定させていただきます。入会手続きについては高校生ボランティア・アワードのエントリーシートを援用させていただきます。

(2) 個人会員（生徒・学生会員）

前号、風に立つライオン・ユース認定団体の所属生徒のうち、任意で、高等学校在籍中、または、進学後も個人的に基金の活動に参加を希望する生徒及び学生、並びに団体会員の所属生徒以外の高等学校、高等専門学校、中等教育学校等の生徒、及び大学、短期大学、専門学校等の学生で、基金の活動に賛同し、将来的には専門団や奉仕団に入団することを目指してボランティア活動に関する様々な講習会、研修会、シンポジウム等の基金の活動に参加する意思を有する若者で、次条の手続きにより会員登録された個人を「風に立つライオン・ユース」として入会して頂きます。ただし、会費の支払い義務は発生しません。

(入会の手続き)

- 第3条 基金に、協働並びに賛助を目的として入会を希望する方は、所定の申込書に必要事項をご記入の上、基金事務局に提出し、第6条に規定する会費のお支払いが確認できた時点で入会とさせていただきます。ただし、風のサポーターについては、登録完了の時点で入会とさせていただきます。
- 2 風に立つライオン・ユースの団体会員並びに個人会員の入会手続きについては、前号に依らず、付表に定める手続きを行って頂きます。

第2章 会員

(会員規約の適用範囲)

- 第4条 本規約は、第2条の規定により基金の会員となった個人及び団体・法人に適用させていただきます。

(協働会員事業における基金の役割)

- 第5条 基金は、日本国内外において、地震、風水災、土砂災害等の自然災害が発生した場合、第2条第1項に規定した基金協働会員のボランティア活動が、迅速且つ適切で持続的に被災者を救援、支援できるよう、支援要請の項目に対応する団を組織して被災地へのより効果的な派遣システムの確立に努めると共に、その目的を達成する為、次の事業を行います。
- (1) 大災害被災者緊急支援事業、被災地復興支援事業及び被災者慰問・支援者激励イベント事業
 - (2) 風に立つライオン医師団等支援要請項目に対応する専門的ボランティアの組織化と派遣事業
 - (3) 講演会及びチャリティフェアを通じた災害ボランティアの啓蒙・育成事業
 - (4) 様々なメディアを通じた災害ボランティア促進キャンペーン事業
 - (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(会費の支払い)

- 第6条 会費は、年会費のみとし、入会金はありません。
- 2 年会費の対象期間は、継続会員については、基金の事業年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、年度中に入会した会員については、入会の日から当該事業年度末日(3月31日)までとさせていただきます。
 - 3 年会費のお支払いは、基金が会員宛てに発行する電子請求書に基づき、年会費対象期間の開始の日から1ヶ月以内に、基金の指定銀行口座にお振り込みください。
 - 4 事業年度の途中で入会した会員の年会費は、以下の通りです。尚、起算日は、基金が当該会員からの入会申し込みを受け付けた日付とさせていただきます。
 - a. 4月1日から同年6月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とさせていただきます。
 - b. 7月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の4分の

3とさせていただきます。

c. 10月1日から同年12月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とさせていただきます。

d. 翌年1月1日から同年3月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の4分の1とさせていただきます。

(会費の用途)

第7条 会員の皆さまから納入頂く会費は、基金の運営資金に充てさせて頂く他、毎事業年度における会費の合計額の50%以上は当該年度の公益目的事業に使用するものとさせていただきます。

(会員資格の有効期間)

第8条 会員資格有効期間は、第6条により支払った年会費の対象期間とさせていただきます。

2 会員の資格は、会員又は事務局いずれかから申し出がなければ、自動延長とさせていただきます。延長後は、毎年度4月末日までに年会費をお支払い頂くこととし、以後も同様とさせていただきます。

3 上記に係らず風に立つライオン・ユースの個人会員については、当該会員の在学中を有効期間とし、卒業等により学籍を喪失した時点で会員資格が失効するものとさせていただきます。

(入会の不承認)

第9条 入会希望者に以下の行為が認められた場合、入会申込を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 入会申込後所定の期間(30日)を経過しても、会費の支払いが無い場合
- (3) 過去に基金から会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、基金が会員として登録することを不相当と判断した場合

(会費等の払戻し)

第10条 会員が既に納入した会費等については、原則として、これを返還しないものとさせていただきます。

(変更の届け出)

第11条 会員は、その名称または氏名、及び住所または連絡先等、基金にお届け頂いた各事項の内容に変更が生じた場合、速やかに所定の変更手続きを行なってください。

尚、会員が変更手続きを怠ったことにより、不利益を被られ場合でも、基金は、その責任を一切負わないものとさせていただきます。

(退会)

第12条 会員は、書面、又は電磁的方法による退会の申し出により、任意に退会することができます。

但し、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も基金に対する未払い分の支払いを免れないものとさせていただきます。

(遵守事項)

第13条 会員には、以下の各事項を遵守することが義務付けられます。

- (1) 基金の定款、本規約等諸規定の遵守
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反した、会員としての品性を欠く行為の禁止
- (3) 基金及び他会員の財産やプライバシーを侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為の禁止

- (4) 基金の運営・活動を妨げる行為や信用を毀損する行為の禁止
 - (5) 基金の関係先や他会員を対象とする営業活動や営利を目的とした行為の禁止
 - (6) 基金の関係先や他会員を対象とする選挙の事前運動、選挙運動等、政治活動の禁止
 - (7) 基金の関係先や他会員を特定の宗教団体、思想団体等へ勧誘する行為の禁止
 - (8) 会員間における品物や著作物などの譲渡、貸し借り、金銭の授受等の取引の禁止
 - (9) 上記各号の他、社会常識に照らして会員として不適切と判断される行為の禁止
- 2 基金は、会員が遵守事項に違反していると認められる場合には、当該会員に注意を促し、是正が認められない場合には、当該会員に退会を宣することができるものとさせていただきます。

(会員資格の喪失)

第14条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき
- (4) 正当な理由なく、1年度を通して会員活動が行われなかったとき
- (5) 基金より退会宣告を受けたとき

(退会宣告)

第15条 会員が次の各号の一に該当したときは、基金から退会宣告を受けることがあります。

- (1) 基金の定款、本規約等、基金が定める諸規定に対する違背が明白なとき
- (2) 基金の信用を著しく棄損する行為を行なったことが明白なとき
- (3) 他会員の財産、名誉、信用、プライバシー権及び、著作権等の他者の権利等を侵害したとき
- (4) その他、社会正義に鑑み、基金が会員として不適格と判断した場合

第3章 個人情報

(個人情報の取扱について)

第16条 基金は、会員の皆さんからご提供戴いた個人情報を、連絡及び報告の為に使用させて頂く他、将来、より良い活動に資する為の調査・研究、及び活動のご案内等をお届けする為に活用させて頂くことがあります。

- 2 個人情報の取扱につきましては、個人情報保護に関する基本方針に基づき「個人情報管理規程」「特定個人情報取扱規則」等の規範を定め、厳重な管理体制の下に、厳格な運用に努めます。

(著作権)

第17条 基金より会員の皆さんに提供させて頂く情報の著作権は基金に属するものとさせていただきます。

(情報の二次使用)

第18条 基金より会員の皆さんに提供させて頂く情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版、その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することはできません。

- 2 会員が、情報の二次使用を希望するときは、事前に理事長宛に、書面での許諾申請を行って、基金からの使用許諾を受けてください。

第4章 本会員規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第19条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、基金の理事会の決議により定めるものとさせていただきます。

- 2 基金は、理事会の決議により、会費の料額や特典の内容及び有償提供特典等の料金を含め、本規約の全部又は一部を変更することができるものとさせていただきます。
- 3 基金は、前号により変更された内容について、遅滞なく会員に告知するものとさせていただきます。

第5章 免責及び損害賠償

(免責及び損害賠償)

第20条 会員は、基金の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、基金は一切責任を負わないものとさせていただきます。

- 2 万が一、基金が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害については、基金は、責任を負わないものとさせていただきます。
- 3 会員が、退会（自主・宣告）により会員資格を喪失した後も、本条規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとさせていただきます。

付則

本規約は、平成27年12月1日より実施させていただきます。

本規約は、平成28年11月1日より実施させていただきます。(平成28年10月12日理事会議決により改訂)

本規約は、平成29年3月1日より実施させていただきます。(平成29年2月23日理事会議決により改訂)

本規約は、令和3年8月1日より実施させていただきます。(令和3年7月15日理事会議決により改訂)

付表

1) 会費

基金の会費は、以下に定めるとおりとさせていただきます。

- ①個人会員 = 年会費 1口 1万円 ※分割払いを希望する場合は、1千円/月
- ②法人会員 = 年会費 1口 10万円 ※分割払いを希望する場合は、1万円/年
- ③特別会員 = 年会費 1口 300万円
- ④風のサポーター = 年会費：なし
- ⑤個人団員 = 年会費：1万円
- ⑥風に立つライオン・ユース = 年会費：なし ※学校団員・個人団員とも

2) 風に立つライオン・ユースの入会手続き

風に立つライオン・ユースの団体及び個人会員の入会手続きは以下のとおりです。

①団体会員：

所定の申込書に必要事項をご記入の上、事務局宛にお送りください。後日、学校（団体）宛に「認定証」を送らせて頂きます。

②個人会員：

(1) 団体会員に所属する生徒

顧問の先生の推薦（許可）を得て、申込書を事務局宛にお送りください。後日、学校（団体）宛に「会員証」を送らせて頂きます。

※但し、先生の許可が有る場合は、個人宛に送ることも可能です。

(2) 団体会員に所属していない生徒・学生

基金の活動及びユース活動に対する「志」を表明した200字程度の小論文を、申込書に併せて事務局宛にお送りください。後日、個人宛に「会員証」を送らせて頂きます。

3) 会員特典

風に立つライオン基金・風のメンバーにご入会を頂いた皆さんへの特典は以下のとおりです。

◇全会員共通特典 ※風に立つライオン・ユースは除かせて頂きます。

- ・メールマガジンの配信（不定期、希望者対象）と年次報告書の送付
- ・本基金主催のコンサート、講演会、シンポジウム等への優先案内
- ・会員限定イベントのご案内

◇風の団（協働会員）特典

- ・会員証（カード）の送付
- ・認定証の送付
- ・ピンバッジの送付
- ・Tシャツ、ウィンドブレーカー等のユニフォームの販売（希望者対象、有償）
- ・名刺の作成（希望者対象、有償）

◇風の会（賛助・個人会員）特典

- ・会員証（カード）の送付
- ・感謝状の送付

◇風の会（賛助・法人会員）特典

- ・会員証（盾）の送付
- ・感謝状の送付

◇風の会（賛助・特別法人会員）特典

- ・会員証（盾）の送付

- ・感謝状（盾）の送付
- ・寄付の口数に応じた広報活動（本基金 WEB サイトや本基金主催イベントでの法人名等の掲出等。）

◇風に立つライオン・ユース（学校会員）

- ・ニュースレターの配信（不定期）と高校生ボランティア・アワード「実施報告書」の送付
- ・高校生ボランティア・アワードへの優先エントリー受付
- ・本基金主催チャリティコンサートへの招待（希望者対象、無償）
- ・認定証（額装）の送付

◇風に立つライオン・ユース（生徒・学生会員）

- ・メールマガジンの配信（不定期、希望者対象）
- ・本基金主催の研修会、講演会、シンポジウム等への招待（希望者対象、無償）
- ・会員証（カード）の送付